

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定によつて、次のように肥料を登録した。

令和八年三月十九日

広島県知事 横 田 美 香

登録番号	広島県第 一〇二二一 号
肥料の種類	菌体肥料
肥料の名称	微生物研 究所の菌 体肥料
保証成分 (%)	窒素全量 二・一 りん酸全 量一・六
その他 の規格	使用される 原料、含有 を許される 有害成分の 最大量、及 びその他の 制限事項は 公定規格の とおり
生産業者の 氏名又は 名称及び住 所	株式会社シンバ イオス研究所 広島県三原市小 泉町三八七七番 地七
登録 年月日	令和七年 六月二六日